

第79回国民スポーツ大会(第80回冬季大会)中国ブロック大会実施要項

総 則

趣 旨

中国地区住民のスポーツに対する関心を高め、スポーツを普及振興することによって、健康増進と体力の向上を図るとともに、各県の親善と友好を深め、健康で文化的な生活の確立に寄与することを目的とした大会とし、併せて第79回国民スポーツ大会(第80回冬季大会)の予選を行う。

主 催

(公財)日本スポーツ協会
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
鳥取県教育委員会、島根県教育委員会、岡山県教育委員会
広島県教育委員会、山口県教育委員会
(公財)鳥取県スポーツ協会、(公財)島根県スポーツ協会、(公財)岡山県スポーツ協会
(公財)広島県スポーツ協会、(公財)山口県スポーツ協会

主 管

第79回国民スポーツ大会(第80回冬季大会)中国ブロック大会鳥取県実行委員会
開催県競技団体

共 催

中国地区開催競技団体、中国高等学校体育連盟、中国中学校体育連盟
開催地市町、開催地市町教育委員会、開催地郡市町体育・スポーツ協会

後 援

スポーツ庁

1 実施方針及び注意事項

大会は、本大会及び冬季大会とし、第79回国民スポーツ大会(第80回冬季大会)実施要項によるブロック予選競技の種別(種目)とする。

2 実施競技

競 技 名	競技数
○本大会 水泳〔水球、アーティスティックスイミング〕、サッカー、テニス、ローイング、 ホッケー、ボクシング、バレーボール〔6人制、ビーチバレーボール〕、 体操〔競技、新体操、トランポリン〕、バスケットボール、 ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、 フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、 剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、 カヌー〔スラローム、ワイルドウォーター、スプリント〕、アーチェリー、 空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	31
○冬季大会 アイスホッケー	1

3 会期と会場

会 期	競 技 名	会 場 地
5月24日(土)～5月25日(日)	カヌー (スラローム・ワイルドウォーター)	日野町
6月18日(水)～6月20日(金)	ゴルフ	伯耆町
7月 4日(金)～7月 6日(日)	馬術	岡山県真庭市
7月11日(金)～7月13日(日) (この間に実施)	ローイング、バレーボール (ビーチバレーボール)、体操 (競技、新体操、トランポリン)、空手道	鳥取市、米子市 境港市
7月19日(土)～7月21日(月) (この間に実施)	水泳 (アーティスティックスイミング) カヌー (スプリント)、なぎなた ボウリング	鳥取市、米子市 湯梨浜町 島根県松江市
8月 1日(金)～8月 3日(日)	テニス、スポーツクライミング	鳥取市、倉吉市
8月 8日(金)～8月11日(月) (この間に実施)	水泳 (水球)、サッカー、卓球	鳥取市、米子市
8月14日(木)～8月17日(日) (この間に実施)	ホッケー、バレーボール (6人制) フェンシング、剣道、銃剣道	鳥取市、米子市 八頭町
8月21日(木)～8月24日(日) (この間に実施)	ボクシング、バスケットボール ウェイトリフティング、ハンドボール ソフトテニス、軟式野球、柔道 ソフトボール、バドミントン、弓道 ライフル射撃、アーチェリー	鳥取市、米子市 境港市、岩美町 南部町 山口県下関市
8月28日(木)～8月31日(日)	ラグビーフットボール	鳥取市
【冬季】 12月13日(土)～12月14日(日)	アイスホッケー	島根県出雲市

4 競技方法

競技別要項による。

5 参加資格、所属県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第79回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

- (イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項に定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。
 - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

- (ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
 - b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

【注】上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023年開催の特別大会または78回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、2023年開催の特別大会または第78回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

【注】a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

【注】別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- e 能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

【注】aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 県大会（選考会）に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

【注】別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下、「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から大会終了時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

【成年種別】

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

【少年種別】

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007 年 4 月 2 日から 2010 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025 年 4 月 1 日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学 3 年生（2010 年 4 月 2 日から 2011 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 表 彰

第 79 回国民スポーツ大会（第 80 回冬季大会）中国ブロック大会会長名で、各実施競技の各種別及び各種目の第 1 位から第 3 位までに表彰状を授与する。

7 参加申込み及び参加料

(1) 各県競技団体は、所定の Web ページ(国民スポーツ大会参加申込中国ブロック大会受付窓口)にアクセスし必要事項を入力の上、所属県スポーツ協会を通じて、定められた期限までに申込み手続きを完了すること。(公印は省略とする。)

【 申込み URL <https://jspo-entry.japan-sports.or.jp> 】

(2) 参加申込み手続き時に、ふるさと選手制度を活用する選手が出場する場合は、競技団体ごとの「ふるさと登録一覧表(ふるさと登録)」もアップロードすること。

(3) 第 79 回国民スポーツ大会（第 80 回冬季大会）中国ブロック大会鳥取県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）は、鳥取県の実施競技団体に参加申込情報を提供する。

(4) 参加料は、選手、監督、本部役員一人あたり 1,000 円とし、8 に示した期限までに指定の口座に納入すること。

(5) 参加料については、納入後の払い戻しはしない。

8 参加申込期限並びに参加料納入期限

(1) 参加料の納入

第 79 回国民スポーツ大会（第 80 回冬季大会）中国ブロック大会の参加料については、各県スポーツ協会が取りまとめて、令和 7 年 8 月 6 日（水）までに次の納入先に振り込むこと。

なお、冬季競技については、令和 7 年 11 月 26 日（水）までに納入すること。

【 納 入 先 】 第 7 9 回国民スポーツ大会（第 8 0 回冬季大会）中国ブロック大会
鳥取県実行委員会 会長 林 昭男

【 振込口座 】 山陰合同銀行 鳥取県庁支店 普通預金 No.4 5 1 0 7 1 2

(2) 参加申込期限

競 技 名	参加申込期限
カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）	令和7年 5 月 8 日(木)
ゴルフ	令和7年 5 月 28 日(水)
馬術	令和7年 6 月 11 日(水)
水泳（アーティスティックスイミング）、ローイング 体操（競技、新体操、トランポリン）、空手道	令和7年 6 月 18 日(水)
カヌー（スプリント）、なぎなた、ボウリング	令和7年 6 月 25 日(水)
バレーボール（ビーチバレーボール）	令和7年 7 月 2 日(水)
テニス、スポーツクライミング	令和7年 7 月 9 日(水)
水泳（水球）、サッカー	令和7年 7 月 16 日(水)
ホッケー、バレーボール（6人制）、卓球、フェンシング 剣道、銃剣道	令和7年 7 月 23 日(水)
ボクシング、バスケットボール、ウェイトリフティング ハンドボール、ソフトテニス、軟式野球、柔道、ソフトボール 弓道、ライフル射撃、アーチェリー、本部役員	
バドミントン、ラグビーフットボール	令和7年 7 月 30 日(水)
【冬季】 アイスホッケー	令和7年 11 月 19 日(水)

9 参加選手・監督の交代（変更）及び棄権について

- (1) 参加申込締切後の選手・監督の交代(変更)・棄権は特別な事情がない限り認めないのとし、交代(変更)・棄権を認めるか否かについては、当該競技団体によるものとする。
- (2) 特別な事情で選手・監督の交代(変更)・棄権をする場合には、実施要項総則及び当該競技団体実施要項を参照し、交代（変更）する選手・監督の参加資格等を十分確認したうえで、別に定める交代（変更）届・棄権届と添付書類（診断書等）を当該競技団体の定めに従い、各県スポーツ協会がメールにて提出すること。
- (3) 交代（変更）届・棄権届提出時に緊急を要する場合等の特別な事情によりメールでの提出が困難な場合には、当該県スポーツ協会が実行委員会へ直接提出し、併せて当該競技団体は定められた日までに監督会議等で直接提出すること。
なお、添付書類（診断書等）の有無については、当該競技団体の定めによるものとする。
- (4) 交代（変更）届・棄権届の提出があった際、当該競技団体責任者は、速やかに実行委員会事務局へ提出（報告）をすること。
なお、当該競技団体の定めにより、添付書類（診断書等）が提出された場合は、その写しを併せて提出すること。

10 各県共催負担金

各県共催負担金の納入は、令和7年5月30日(金)までに、8に示した納入先に納付すること。
なお、納入の詳細については別途通知する。

11 宿泊申込

実行委員会事務局から示された申込方法に基づき、別に定められた申込期限までに申込みを行うこと。

その他、宿泊に関することは、宿泊・弁当要項参照のこと。

12 各県選手団本部役員及び視察員

(1) 各県選手団本部役員は、団長・副団長・総監督及び総務とし、20名以内とする。ただし、冬季大会については5名以内とする。

また、上記のほか5名以内の顧問を設けることができる。

(2) 視察員は、若干名とする。

13 参加上の注意

(1) 各県選手は、競技に際し所属県名を明示したユニフォームを着用しなければならない。

(2) 各県の責任者において、全参加者の健康状態を十分に把握し、事故のないよう配慮すること。

14 開始式等

開始式を実施する場合は、競技ごとに各会場で行うこと。

15 プログラム編成会議・組合せ会議

(1) 各競技団体と鳥取県実行委員会との責任において、プログラム編成会議を開催する。

(2) 組合せ会議の日程・会場は、各競技団体から別途連絡する。なお、会議に出席する代表者の旅費は各競技団体の負担とする。

16 大会記録本部

大会記録本部は、鳥取県実行委員会事務局内に設置し、競技記録は鳥取県スポーツ協会ホームページ内の特設サイトに掲載することとする。中国各県スポーツ協会及び希望する報道機関へは、メールにより競技記録を送信する。

17 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を日本スポーツ協会に納入する。

18 個人情報及び肖像権に関する取扱い

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、関係機関・団体において、参加資格や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に使用しないものとする。

その他、大会期間中等の個人情報等に関する取り扱いについては、第79回国民スポーツ大会実施要項総則「16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い」に準ずるものとする。

19 その他

- (1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加料が定められた納入期限までに納入されない場合は、大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手団・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

【注】本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会（冬季大会は第78回大会または第79回大会）に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

【注】「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公

的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会（冬季大会は第 79 回大会または第 80 回大会）に参加した者が、第 80 回大会（冬季大会は第 81 回大会）において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会（冬季大会は第78回大会または第79回大会）に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

【注】「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公

的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 78 回大会または第 79 回大会（冬季大会は第 79 回大会または第 80 回大会）に参加した者が、第 80 大会（冬季大会は第 81 回大会）において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。